物品様式8

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 法人番号 |  |
| 機関名 |  |
| 役職名 |  |
| 契約担当者氏名 |  |

無人航空機登録申請依頼書（新規・更新・抹消・変更）

下記の無人航空機について登録申請を依頼します。

１．登録種別

|  |  |
| --- | --- |
| 登録種別 | □ 新規　　　□ 更新　　　□ 抹消　　　□ 変更 |

注１）更新の申請では、使用者情報及び登録記号を記入ください。

注２）変更の届出では、変更した事項（新旧の対照を明示）及び変更の事由及びその事由が発生した年月日を関係書類として別添ください。

注３）抹消の申請では、使用者情報及び登録記号欄へ記入し、抹消の事由及びその事由が発生した年月日を関係書類として別添ください。

注４）JST帰属物品の取得・移動・処分等に際しては、本様式と別に事務処理要領に従い取得資産報告書提出等の手続きが必要です。

２．使用者情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象契約の基本情報 | | |
| プログラム名 | | **令和6年度次世代科学技術チャレンジプログラム** |
| 企画名 | |  |
| 実施主担当者氏名 | |  |
| 無人航空機の使用者に関する情報 | | |
| 担当部署 | 部署名 |  |
| 所在地 |  |
| 担当者 | 氏名 | （フリガナ） |
|  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

注１）担当者とは、必ずしも無人航空機を飛行させる者ではなく、無人航空機の使用責任・管理責任を有する者をいいます。

注２）担当者の電話番号・メールアドレスには、飛行中、危険回避等の目的で、操縦者に緊急の連絡をする必要が生じる場合があるため、飛行中を含め使用者と常時連絡の取れるものを記載してください。

３．無人航空機情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 無人航空機  登録記号 | （新規の場合は記載不要） | | | | | | | | | | |
| 種類 | □ 飛行機　□ 回転翼航空機（ヘリコプター） □ 回転翼航空機（マルチローター）□ 回転翼航空機（その他）　□ 滑空機　□ 飛行船 | | | | | | | | | | |
| 型式 |  | | 製造者 | | |  | | 製造番号 | |  | |
| 重量の区分※ | □25kg以上　□25kg未満 | | | | | | | | | | |
| 改造の有無 | □ なし　□ あり  （ありの場合は改造の概要について記載し、書ききれない場合は別添のこと）  改造の概要： | | | | | | | | | | |
| リモートIDの有無 | □なし  □あり（内蔵型）　□あり（外付型）  ※外付型の場合は右も記入 | | | | | | 型式 | | 製造者 | | 製造番号 |
|  | |  | |  |
| 登録の要件を満たしていることの申告※ | □ 鋭利な突起物があるなど地上の人等に衝突した際に安全を著しく損なうおそれがある機体でないこと  □ 遠隔操作又は自動操縦による飛行の制御が著しく困難な機体でないこと  □ 国土交通大臣が安全を著しく損なうおそれがあるものとして告示で指定した機体又は装備品を装備した機体でないこと | | | | | | | | | | |
| 製造区分 | □ メーカーの機体　　□改造した機体　　 □ 自作した機体 | | | | | | | | | | |
| 機体重量※ | kg | | | | 最大離陸重量※ | | | | kg | | |
| 機体寸法※ | 全幅 | m | | 全長 | | | m | | 全高 | | m |
| 機体画像※ | （機体全体が分かる写真を別添のこと。重量区分が25kg以上の場合は、機体上面、機体正面、機体側面、操縦装置の写真計４枚を添付すること。） | | | | | | | | | | |

注１）※印の項目については、メーカーの機体の場合は記載する必要はありません。ただし、改造した機体又は自作した機体の場合は全て記載してください。

メーカーの機体とは、メーカーから国土交通省航空局に機体の情報が届け出られている機体、改造した機体とは、メーカーの機体に対して当該メーカーが許容していない改造を加えた機体、自作した機体とはメーカーの機体、改造した機体以外の機体を指します（国土交通省ドローン登録システム（DIPS）サイト「よくある質問」）より）。

もしメーカーから国土交通省に届け出られていない型式等であった場合は、JSTからご連絡しますので、※印の項目の情報を追加でお知らせください。

注２）自作した機体である場合の製造番号等は、国土交通省様式の記載例注記を参考に設定ください。

参考：（国土交通省）登録申請書様式（記載例）

https://www.mlit.go.jp/koku/content/001445673.pdf

（全体に関する注意事項）

・登録が完了していない無人航空機を屋外で飛行させないでください。

・本様式は、JST帰属となり、かつ屋外を飛行させる重量100g以上の無人航空機を取得等する際にJSTに提出してください。本様式に記載された情報を基にJSTが登録申請を行います。

実施機関帰属となる無人航空機については、実施機関が登録申請を行ってください。

・同一の担当者が複数の無人航空機を使用する場合、３．の記入欄を複製した上で番号を付与し、登録が必要な無人航空機をすべて記載してください。（本様式は担当者毎に作成・提出してください）

・JSTによる登録申請が受理され次第、国土交通省より発行された登録記号を実施機関にお知らせします。実施機関は、無人航空機登録要領（令和3年11月25日航空局長制定）に記載されている表示方法に従い、登録を受けた無人航空機に当該登録記号を表示してください。

・いただいた情報は国土交通省のドローン登録システム（DIPS）に登録されるため正確に記載ください。

・本様式の記入にあたっては次の資料も参照してください。

無人航空機登録要領（令和３年11月25日航空局長制定）

https://www.mlit.go.jp/koku/content/001442849.pdf

○提出期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録申請依頼が必要な事由 | | 提出期限 |
| 新規 | 無人航空機を新たに取得するとき | 随時  ※JSTによる登録申請が完了するまで、無人航空機を屋外で飛行させることはできません。 |
| 更新 | 登録有効期間を更新するとき | 登録有効期間満了日の１４日前まで |
| 抹消 | 登録を抹消するとき | 抹消事由が発生した日から原則として５日以内 |
| 変更 | 登録事項を変更するとき | 変更事由が発生した日から原則として５日以内 |